

<p>(1) 助産師活用推進協議会 1か所当たり 1,728 千円</p>	<p>助産師活用推進協議会の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>
<p>(2) 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業 2,161 千円</p>	<p>院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業の実施の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>
<p>(3) 潜在助産師復職研修事業 3,061 千円</p>	<p>潜在助産師復職研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用</p>

		(4) 助産所管理者研修事業 599 千円	費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。） 助産所管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
ク 短時間 正規雇用等 看護職員の 多様な勤務 形態導入支 援事業		次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1)多様な勤務形態導入研修事業 1か所当たり 825 千円	多様な勤務形態導入研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費	2分の1

		<p>(2)多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業</p> <p>次のア及びイの合計額とする</p> <p>ア 相談窓口設置経費</p> <p>1 か所当たり</p> <p style="padding-left: 40px;">1,798 千円</p> <p>イ アドバイザー派遣経費</p> <p>1 医療機関ごとに</p> <p style="padding-left: 40px;">258 千円</p>	<p>に該当するもの。)</p> <p>多様な勤務形態導入等相談・指導者派遣事業の実施に必要な謝金、派遣旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。)</p>	
		<p>(3)就労環境改善支援事業</p> <p>1 か所当たり</p> <p style="padding-left: 40px;">2,331 千円</p>	<p>就労環境改善支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）</p>	
ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業		<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)多様な勤務形態導入研修事業</p> <p>1 か所当たり</p> <p style="padding-left: 40px;">825 千円</p>	<p>多様な勤務形態導入研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷</p>	2分の1

			<p>製本費、会議費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p> <p>(2)多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業</p> <p>次のア及びイの合計額とする</p> <p>ア 相談窓口設置経費 1か所当たり 1,798千円</p> <p>イ アドバイザー派遣経費 1医療機関ごとに 258千円</p>	<p>多様な勤務形態導入等相談・指導者派遣事業の実施に必要な謝金、派遣旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020 運動推進特別事業	政策的事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、食糧費、役務費(通信運搬費、広告料)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記に該	10分の10

			当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	
	その他事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	10分の10
イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	—	1か所当たり 2,152千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記に該当するものに限る。）	定額
ウ 在宅歯科医療連携室整備事業	—	1か所当たり 8,167千円	在宅歯科医療連携室整備事業に必要な給料、賃金、旅費、需用費（会議費）、使用料及び賃借料、医療機器購	定額

				入費、委託料（ 上記に該当する ものに限る。）	
(5) 公的病 院等特殊 診療部門 運営事業	—	公的病院 特殊診療 部門	ア 小児医療施設 13,546 千円 イ 在宅医療 13,546 千円	—	3分の1
		民間病院 特殊診療 部門	在宅医療 9,809 千円	在宅医療を行う ために必要な給 与費（常勤職員 給与費、非常勤 職員給与費、法 定福利費等）	3分の1
(6) 院内感 染地域支 援ネット ワーク相 談事業	—	—	1 地域当たり 1,257 千円	院内感染地域支 援ネットワーク 相談事業に必要 な報償費（医師 雇上謝金）、委 員等旅費、需用 費（消耗品費及 び印刷製本費） 、使用料及び賃 借料（会場借料 ）、委託料（上 記経費に該当す るもの。）	2分の1
(7) 小児科 ・産科連 携病院等 協力体制 促進事業	—	—	削減病床数1床当たり 1,112 千円	削減病床に専ら 従事していた職 員が引き続き当 該病院に勤務す る場合であって これら職員の次 に掲げる経費 給与費（常勤職 員給与費、非常 勤職員給与費、 法定福利費）	3分の1
(8) 在宅医 療推進支	ア 在宅医療 推進支援セ	—	1 か所当たり 8,697 千円	在宅緩和ケア支 援センター事業	2分の1

援事業	ンター事業			に必要な給与費 (非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	
	イ 在宅医療 推進連絡協 議会	—	1 か所当たり 762 千円	在宅緩和ケア推 進連絡協議会の 実施に必要な報 償費(謝金)、 旅費、需用費(印刷製本費、消 耗品費、会議費)、使用料及び 賃借料、役務費 (通信運搬費) 、委託料(上記 に該当するもの に限る。)	2 分の 1
	ウ 在宅医療 従事者研修	—	1 か所当たり 673 千円	緩和ケアに関す る従事者研修の 実施に必要な賃 金、報償費(謝 金)、旅費、需 用費(印刷製本 費、消耗品費) 、使用料及び賃 借料、役務費(通 信運搬費)、委 託料(上記に 該当するものに 限る。)	2 分の 1
(9) 地域医 療対策事	ア 医療連携 体制推進事	—	1 か所当たり 5,170 千円	医療連携体制推 進事業に必要な	2 分の 1

業	業			報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需要費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費手数料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
	イ 医師派遣等推進事業	—	次により算出された額の合計額  (1)都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等経費 1か所当たり 3,000千円  (2)派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等経費 受入医師1人当たり 150千円	医師派遣等推進事業を実施するために必要な次に掲げる経費  (1)都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等に必要 な賃金、報償費(謝金)、旅費、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)  (2)派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等に必要 な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、使	2分の1



			用材料及び賃借料、備品購入費
(3) 派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額	(3) 派遣元医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される		
派遣医師 1 人当たり	医師 1 人 1 月あたりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額		
1,250 千円 × 派遣月数	(入院診療収益 + 外来診療収益 - (人件費(医療職) + 材料費 + その他の経費)) / 医師数(常勤 + 非常勤) × 1 / 12		
(4) 派遣医師の海外研修等経費	(4) 派遣医師の海外研修等に必要の謝金(研修先機関への謝金等(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、旅費(日当・宿泊費を含む(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るもの		
派遣医師 1 人当たり			
2,064 千円			

				する。))、図書 購入費、研究研 修費	
ウ 患者・家 族対話推進 事業	患者・家 族対話推 進懇談会 等事業	1 か所あたり 1,170 千円		患者・家族対話 推進懇談会等事 業に必要な報償 費(謝金)、旅 費、需用費(印 刷製本費、消耗 品費、会議費) 、使用料及び賃 借料、役務費(通 信運搬費)、 委託料(上記に 該当するものに 限る。)	2分の1
	院内相談 員養成研 修事業	1 か所あたり 1,329 千円		院内相談員養成 研修事業に必要 な賃金、報償費 (謝金)、旅費 、需用費(印刷 製本費、消耗品 費、会議費)、 使用料及び賃借 料、役務費(通 信運搬費)、委 託料(上記に該 当するものに限 る。)	2分の1
(10)女性医 師等就労支 援事業	—	—	次の(1)から(3)により 算出された額の合計額 とする。  (1) 相談窓口経費 6,484 千円	女性医師等就労 支援事業に必要 な次に掲げる経 費  事務局(復職研 修に係る受付・ 相談窓口)業務	2分の1

に必要な給与費  
(職員給与費、  
非常勤職員給与  
費、法定福利費  
等)、賃金、報  
償費、委員等旅  
費、需用費(消  
耗品費、印刷製  
本費) 役務費(通  
信運搬費、雑  
役務費)、使用  
料及び賃借料、  
備品購入費、図  
書購入費、委託  
料(上記経費に  
該当するもの。  
)

(2) 病院研修経費

1 か所当たり

8,029 千円

病院において受  
け入れた医師に  
係る研修を行う  
ために必要な次  
の経費

(1) 指導医にか  
かる謝金、人  
件費、手当

(2) 研修医受入  
に係る医学研  
究材料費、消  
耗品費、備品  
購入費、図書  
購入費

(3) 委託料(上  
記(1)・(2)  
の経費に該当  
するもの)

			(3) 就労環境改善経費 1か所当たり 12,000 千円	就労環境改善に取り組むために必要な給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）	
(11)産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業	—	1分娩当たり 10,000 円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3分の1
	イ 産科医等育成支援事業	—	研修医1人1月当たり 50,000 円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される	3分の1

				手当（研修医手当等）	
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1) 人口 10 万人以上の場合 1 か所当たり 4,200 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては 10,500 千円を限度とする。) (2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 1 か所当たり 3,150 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては、7,875 千円を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1
	(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 10,500 千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	3 分の 1
	(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 21,000 千円 (ただし、特別に必要な場合は、105,000 千円を限度とする。)	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要の専用医療機器の備品購入費	3 分の 1

		(2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 6,000 千円		
		(3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 6,000 千円		
	心電図受信装置	1 か所当たり 2,650 千円	心電図受信装置の購入費	
(エ) 救命救急センター設備整備事業	医療機器	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)から(5)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 244,650 千円 (ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,085千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり42,000千円を加算することができる。) (2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円 (4) 小児救急専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の備品購入費	3分の1

		(5) 重症外傷専用医療機器 1か所当たり 60,000千円		
	ドクターカー	1か所当たり 56,068千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	
	心電図受信装置	1か所当たり 2,650千円	心電図受信装置の購入費	
	無線装置	1か所当たり 1,050千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第8により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	
(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	広範囲熱傷用医療機器	1か所当たり 84,000千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	3分の1
	指肢切断用医療機器	1か所当たり 8,155千円		
	急性中毒用医療機器	1か所当たり 30,583千円		
(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	医療機器	1か所当たり 21,000千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の備品購入費	3分の1
(キ) 小児集中治療室設備整備事業	医療機器	1か所当たり 11,025千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の備品購入費	
イ 小児救急遠隔医療設備	遠隔医療設備	(1) 支援側医療機関 1か所当たり	遠隔医療の実施に必要なテレパ	2分の1

備整備事業		<p>23,934 千円</p> <p>(2) 依頼側医療機関 1 か所当たり ア 病院 27,835 千円 イ 診療所 22,055 千円</p> <p>(ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、(1)と(2)の合計額とすることができる。)</p>	ソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	
ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	<p>(1) 都道府県人口規模 400 万人以上の場合 1 か所当たり 31,500 千円</p> <p>(2) 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 1 か所当たり 25,200 千円</p> <p>((1)及び(2)に新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,450 千円に新生児集中治療管理病床 1 床当たり 1,575 千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、15,750 千円を限度とする。)</p>	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の備品購入費	3 分の 1
(イ) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模 400 万人以上の場合 1 か所当たり	周産期医療施設として必要な医療機器等（母体	3 分の 1



		44,793 千円 (2) 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 1 か所当たり 30,523 千円	・胎児集中治療 管理室に必要な 医療機器を含む ) の備品購入 費	
	ドクター カー	1 か所当たり 30,583 千円	ドクターカー及 びドクターカー に搭載する医療 機器等の備品購 入費	
(ウ) 地域療 育支援施設 施設整備事 業	医療機器	1 か所当たり 3,150 千円×病床数 (※ただし10床分を 限度とする)	地域療育支援施 設として必要な 医療機器等の備 品購入費	2分の1
エ 共同利用 施設設備整 備事業	共同利用 高額医療 機器	1 か所当たり 210,000 千円	共同利用施設又 は地域医療支援 病院として必要 な共同利用高額 医療機器の購入 費	3分の1
オ (ア) 基幹災 害医療セ ンター設 備整備事 業	医療機器 等	1 か所当たり 30,583 千円	基幹災害医療セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3分の1
(イ) 地域災 害医療セ ンター設 備整備事 業	医療機器 等	1 か所当たり 18,350 千円	地域災害医療セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3分の1
(ウ) NBC 災害・テ ロ対策設 備整備事 業	NBC災 害・テロ 対策用医 療機器等	1 か所当たり 32,228 千円	NBC災害及び テロ発生時にお ける災害・救急 医療提供体制整 備に必要な医療 機器等の購入費	2分の1
カ がん診療	医療機器	1 か所当たり	がん診療施設と	3分の1

施設設備整備事業	等	31,500 千円 (ただし、1品目の価格が、52,500 千円を超えるもので厚生労働大臣が認めるものについては、31,500 千円を超えない範囲で加算することができる。)	して必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	
キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 10,500 千円	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費	3 分の 1
ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置	1 か所当たり (1) 多人数用 13,440 千円 (2) 単身用 6,825 千円	人工腎臓装置の購入費	3 分の 1
ケ HLA 検査センター設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 21,000 千円	組織適合検査に必要な備品購入費 (検査機器、臓器保存器)	2 分の 1
コ 院内感染対策設備整備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 1 か所当たり (1) 50 床未満 1,019 千円 (2) 50 床以上 100 床未満 1,325 千円 (3) 100 床以上 200 床未満 2,141 千円 (4) 200 床以上 300 床未満 3,262 千円 (5) 300 床以上 4,383 千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	3 分の 1
サ 環境調整室設備整備	検査機器	1 か所当たり 37,000 千円	環境調整室に必要な検査機器 (	3 分の 1

事業			化学物質注入装置、化学物質分析装置、近赤外線ヘモグロビン酸素濃度測定器)の備品購入費	
シ 看護師等養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 13,335千円 (ただし、助産師養成所にあつては、21,735千円とする。)	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	2分の1
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 14,175千円 (ただし、理学療法士又は作業療法士どちらか一方を整備する場合にあつては、7,087千円とする。)	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2分の1
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	教育環境改善設備	1か所当たり 2,650千円	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2分の1
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 11,000千円	施設の新設やカリキュラム変更等に伴い必要となる標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2分の1
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	手術台等	1か所当たり 210,000千円	内視鏡手術の研究に必要手術台、麻酔器、无影燈、スコープ、光源装置等の購入費	2分の1
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	医療機器	1か所当たり 10,500千円	小児科・産科連携病院等の病床転換整備として必要な医療機器	3分の1

ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	医療機器等	1か所当たり 3,811千円	の備品購入費 院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3分の1
テ 医療機関アクセス支援車整備事業	マイクロバス	1台当たり 2,701千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費	3分の1
	ワゴン車等	1台当たり 1,407千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費	
ト 在宅歯科診療設備整備事業	初度設備	1か所当たり 3,638千円	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3分の1

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) 救急医療対策事業	イ 小児初期救急センター運営事業	3分の2	2分の1
	エ 共同利用型病院運営事業		
	オ 小児救急医療支援事業		
	キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業		
	ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業		
	ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業		
	コ 診療協力支援事業 シ 救命救急センター運営事業		
(3) 看護職員確保対策事業	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	3分の2	2分の1
(7) 小児科・産科連携	—	3分の2	2分の1